

有線電気通信法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一一日法律第一四二号)

一、提案理由(平成一四年一一月一十九日・衆議院総務委員会)

片山国務大臣 有線電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、有線電気通信設備の機能に障害を与える危険のある行為により有線電気通信の妨害のおそれが生じていることにかんがみ、電気通信ネットワークの安全及びこれに対する国民の信頼を確保するため、営利事業者が、多数の相手方に符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する装置を用いて、符号を送信する行為を処罰する措置等を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話を行うことを目的とせず多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信する行為を処罰することとしております。

第二に、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し当該行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して、同様の罰金を科することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成一四年一一月二六日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました有線電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いわゆるワン切りと呼ばれている迷惑電話により有線電気通信の妨害のおそれが生じていることにかんがみ、営利事業者が、多数の相手方に符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する装置を用いて、符号を送信する行為を処罰する措置等を定めようとするものであります。

本案は、去る十一月十四日日本委員会に付託され、十九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日に質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一四年一二月四日）

山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、巷間、ワン切りと言われている行為、すなわち、営利事業者が、通話を目的とせず、多数の相手方に電話を掛けて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う装置により符号を送信する行為を処罰するための規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正によるワン切り対策の有効性、利用者保護の観点に立った迷惑通信への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。